

議員提出議案第5号

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算
の増額に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣、衆・
参両院議長に意見書を提出する。

平成7年9月28日

提出者	三朝町議会議員	御 船 征 夫
賛成者	三朝町議会議員	岡 本 岩 夫
賛成者	三朝町議会議員	安 井 由 行
賛成者	三朝町議会議員	倉 本 良 人
賛成者	三朝町議会議員	岩 本 君 美
賛成者	三朝町議会議員	坂 井 徹

平成7年9月28日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算
の増額に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として
完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかるに、政府は、1985年より義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、義務教
育諸学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、1991年以降、共
済費追加費用の国庫負担率の引き下げを行い、1994年からは一般財源化することと
した。さらに、今後は、学校事務職員・学校栄養職員の給与を国庫負担の対象から除外
する意向であると伝えられている。

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に多大な影響を与えるばかりでなく、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって政府に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の増額を強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年9月28日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会